

第47号議案

豊川市市税条例等の一部改正について

豊川市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年6月7日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市市税条例等の一部を改正する条例

(豊川市市税条例の一部改正)

第1条 豊川市市税条例(昭和25年豊川市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第12条 法第20条の10又は第382条の4の規定による納税証明書の交付に係る手数料は、豊川市手数料条例(平成12年豊川市条例第14号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第28条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条の4第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第12条 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、豊川市手数料条例(平成12年豊川市条例第14号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第28条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、こ</p>

5 (略)

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条の4第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第29条の9 所得割の納税義務者が、第28条の2第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割

の項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第30条の3第1項の規定による申告書

(2) 第30条の4第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第30条の3第1項の規定による申告書

(2) 第30条の4第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第29条の9 所得割の納税義務者が、第28条の2第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割

額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第29条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)
(市民税の申告等)

第30条の3 第20条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。））の法

額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第29条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)
(市民税の申告等)

第30条の3 第20条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）

）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第29条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2～7（略）

第30条の4（略）

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3（略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第30条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

）に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第29条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2～7（略）

第30条の4（略）

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3（略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第30条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の
氏名

(3)・(4) (略)

2～5 (略)

(個人のみ市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第30条の4の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条の3に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金

(1) (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

(個人のみ市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第30条の4の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、
扶養親族（控除対象扶養親族
を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金

等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3)・(4) (略)

2～5 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第35条の8 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第29条の3及び第29条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第9条の2 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式

等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第35条の8 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第29条の3及び第29条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第9条の2 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を

等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第28条の2第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について同条第1項及び第2項並びに第29条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

(1) 第28条の2第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第28条の2第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の3の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条の4第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の3の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条の4第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の3の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第30条の3第1項の規定による申告書

(2) 第30条の4第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の3の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

- 5 (略)
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第29条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第11条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る _____ 同条第4項に規定する確定申告書にこの項 _____ の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 _____
- _____ であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第28条の2第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第30条の3第1項の規定による申告書

(2) 第30条の4第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

- 5 (略)
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第29条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第11条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第28条の2第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第11条の6 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)

第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第29条の7の規定を適用する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第12条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

3～23 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第11条の6 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)

第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第29条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第11条の7 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第12条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

3～23 (略)

(豊川市手数料条例の一部改正)

第2条 豊川市手数料条例（平成12年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1 総務部関係（第2条関係）				別表第1 総務部関係（第2条関係）			
事務		手数料		事務		手数料	
		名称	金額			名称	金額
1	地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10又は第382条の4の規定に基づく徴収金に関する事項についての証明書の交付	(略)	(略)	1	地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10_____の規定に基づく徴収金に関する事項についての証明書の交付	(略)	(略)
2	地方税法第382条の3又は第382条の4の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項についての証明書の交付	(略)	(略)	2	地方税法第382条の3_____の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項についての証明書の交付	(略)	(略)
3	地方税法第382条の2第1項又は第382条の4の規定に基づく固定資産課税台帳又はその写しの閲覧	(略)	(略)	3	地方税法第382条の2第1項_____の_____の規定に基づく固定資産課税台帳又はその写しの閲覧	(略)	(略)
4・5 (略)				4・5 (略)			
6	地方税法第387条第3項又は第382条の4の規定に基づく土地名寄帳又は家屋名寄帳の写しの交付	(略)	(略)	6	地方税法第387条第3項_____の_____の規定に基づく土地名寄帳又は家屋名寄帳の写しの交付	(略)	(略)

（豊川市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 豊川市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年豊川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中豊川市市税条例第30条の4の3の改正を次のように改める。

改正後	改正前
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第30条の4の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第30条の4の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提

出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条の3に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2～5 (略)

出なければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条の3に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2～5 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中豊川市市税条例第30条の4の2の見出し及び同条第1項並びに第30条の4の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第10条の2第3項及び第11条の6の改正規定並びに同条例附則第11条の7を削る改正規定並びに第3条の規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中豊川市市税条例第28条の2第4項及び第6項、第29条の9

第1項及び第2項、第30条の3第1項ただし書、第30条の4第2項並びに第35条の8の改正規定並びに同条例附則第9条の2第2項、第11条の3の2第4項並びに第11条の3の3第4項及び第6項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中豊川市市税条例第12条の改正規定及び第2条の規定 令和6年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の豊川市市税条例（以下「新条例」という。）第30条の4の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第30条の4の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の豊川市市税条例（次項において「旧条例」という。）第30条の4の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の4の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第30条の4の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の4の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の豊川市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、市税制度の適正化を図るため、個人の市民税に係る特定配当等の所得の算定方法の見直し、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、給与所得者等の扶養親族等申告書の記載事項の見直し等の措置を講ずるとともに、固定資産に係る証明書等の記載事項の見直し等を行い、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。

参考資料 豊川市市税条例等の一部を改正する条例の説明（第1条関係）

条 項	規定事項	説 明
総 括		市税制度の適正化を図るため、個人の市民税に係る特定配当等の所得の算定方法の見直し、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、給与所得者等の扶養親族等申告書の記載事項の見直し等の措置を講ずるとともに、固定資産に係る証明書等の記載事項の見直し等を行い、併せて所要の規定の整備を行うものである。
第12条	納税証明書の 交付手数料	DV被害者等の申出を登記所にした者に係る固定資産の納税証明書について、当該証明書に住所に代わる事項を記載して交付するものとする。
第28条の2 第4項 第6項	所得割の課税 標準	個人の市民税について、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の算定方法を所得税と同様とするものとする。 この改正は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
第29条の9 第1項 第2項	配当割額又は 株式等譲渡所 得割額の控除	規定の整備
第30条の3 第1項	市民税の申告 等	規定の整備
第30条の4 第2項	市民税の申告 等	規定の整備
第30条の4の2 第1項	個人の市民税 に係る給与所 得者の扶養親 族等申告書	個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、退職手当等を有する一定の配偶者の氏名を記載して給与支払者に提出することができるものとする。 この改正は、令和5年1月1日以後に支払を受ける給与について提出する

		扶養親族等申告書について適用する。
第30条の4の3 第1項	個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書	<p>個人の市民税に係る公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について、退職手当等を有する一定の配偶者の氏名を記載して公的年金等支払者に提出することができることとするものとする。</p> <p>この改正は、令和5年1月1日以後に支払を受ける公的年金等について提出する扶養親族等申告書について適用する。</p>
第35条の8	特別徴収税額の納入の義務等	規定の整備
附則第7条の3の2 第1項	個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除	<p>個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用年度を5年間延長して令和20年度までとするとともに、適用期限を4年間延長して令和7年までとするものとする。</p> <p>この改正は、令和5年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</p>
附則第9条の2 第2項	上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例	<p>個人の市民税について、上場株式等に係る配当所得等に係る所得の算定方法を所得税と同様とするものとする。</p> <p>この改正は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</p>
附則第10条の2 第3項	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例	規定の整備
附則第11条の3の2 第4項	特例適用利子等及び特例適用配当等に係	個人の市民税について、特例適用配当等に係る所得の算定方法を所得税と同様とするものとする。

	る個人の市民税の課税の特例	この改正は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
附則第11条の3の3 第4項 第6項	条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例	個人の市民税について、条約適用配当等に係る所得の算定方法を所得税と同様とするものとする。 この改正は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
附則第11条の6	新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例	規定の整備
附則第11条の7	新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例	規定の整備
附則第12条の2 第2項	法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合	下水道法に規定する除害施設に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を5分の4（現行4分の3）とするものとする。 この改正は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

参考資料 豊川市市税条例等の一部を改正する条例の説明（第2条関係）

条 項	規定事項	説 明
別表第1 1の項 2の項 3の項 6の項	手数料の額（ 総務部関係）	DV被害者等の申出を登記所にした者に係る固定資産の納税証明書等について、住所に代わる事項を記載した当該証明書等の交付手数料等を定めるものとする。

参考資料 豊川市市税条例等の一部を改正する条例の説明（第3条関係）

条 項	規定事項	説 明
第30条の4の3 第1項	個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書	規定の整備